

群労発基 0904 第 4 号
令和 8 年 9 月 1 0 日

一般社団法人

日本労働安全衛生コンサルタント会

群馬支部長 殿

群馬労働局長



群馬県最低賃金改正決定の会報誌(紙)等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額 1,063 円から 1,120 円に改正し、本年 10 月 3 日から発効となりました。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されることから、当局においては、各種の広報活動等を実施し、改正された最低賃金額の周知徹底に取り組んでおります。

つきましては、別添掲載例文を参考にしていただき、貴団体（社）が発行されている会報誌(紙)、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】

○ 最低賃金改正周知

労働基準部賃金室

電話 027-896-4737

【掲載例文1】

～群馬県最低賃金が改正されました～

確認 OK? 最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。

群馬県最低賃金
時間額 1,120円
令和8年10月3日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。



【掲載例文2】

～群馬県最低賃金が改正されました～

確認 OK? 最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。

群馬県最低賃金 時間額 1,120円
令和8年10月3日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

【掲載例文3】

確認 OK?最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。

群馬県最低賃金は
時間額 1,120円に
令和8年10月3日より改正

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の製造業（産業別）によっては、群馬県最低賃金とは別に、特定最低賃金が定められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

